

# 浄化槽工事業登録申請等手続案内

## 1 浄化槽工事業の登録

500万円以上の建設工事を請け負う場合は、建設業法に基づき、建設業の許可を受ける必要がありますが、浄化槽法においては、浄化槽工事を請け負う場合、建設業の許可が必要ない500万円未満の工事であっても、浄化槽工事業を営む都道府県ごとに、登録が必要となっています。

登録の有効期間は5年間です。登録の満了する30日前までには登録の更新申請を行ってください。（注意：登録有効期間は、登録年月日の1日後から起算）

登録有効期間切れや、法人成り、個人成り、個人事業主で代表者が替わる場合（後継者への事業承継等）は、新規の登録が必要です。

※ いったん登録有効期間が切れ、新規で登録し直した場合は、新たな登録番号になります。

## 2 特例浄化槽工事業の届出

建設業許可のうち、土木一式・建築一式・管工事のいずれかの許可を有しており、浄化槽工事業を行う場合は、浄化槽工事業の登録は不要ですが、浄化槽工事業を営む都道府県ごとに特例浄化槽工事業の届出が必要です。なお、手数料は不要です。

届出の有効期間は、建設業許可（土木一式・建築一式・管工事の3業種のいずれか）を有している期間です。

## 3 宮崎県への登録・届出について

提出物及び提出方法は、宮崎県庁ホームページを御覧ください。

- ・ [宮崎県：浄化槽工事業の登録について \(miyazaki.lg.jp\)](http://miyazaki.lg.jp)
- ・ [宮崎県：特例浄化槽工事業の届出について \(miyazaki.lg.jp\)](http://miyazaki.lg.jp)

## 4 問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業振興担当 0985-26-7169